

質疑回答書

名 称 勝浦市営駐車場指定管理業務

質疑 番号	該当箇所	質問事項	回答
1	募集要項	路外駐車場の技術的基準への適合・届出・管理規程等の諸手続き（駐車場法第11乃至13条）に関して、指定管理者側の業務に含まれる部分がありましたら、ご教示ください。	駐車場法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく各届出については市が行う。ただし、駐車場法第13条における管理規定について、一部、指定管理者との協議により定めることとする。
2	控除基準額 提案書	控除基準額提案書の金額記入欄は、単年度単位（年額）で表示し、それを5カ年にわたり同一額で決定することが前提と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
3	仕様書 別紙2-1・2-3	設置図を基準にしつつ、指定管理者側の提案によりレイアウトを変更しても差し支えないでしょうか。	お見込みのとおり。ただし、変更した箇所については仕様書9(3)「駐車場施設・設備の設置、管理及び運営に関すること」のとおり図面上に変更点を示し、提示すること。

質疑回答書

名 称 勝浦市営駐車場指定管理業務

質疑 番号	該当箇所	質問事項	回答
4	駐車場設置 管理条例	勝浦市営駐車場設置管理条例別表（第6条・第17条関係）に記載の繁忙期に該当する期間については指定管理者側から貴市に提案できるという認識で差し支えないでしょうか。	仕様書10(5)「上限額」のとおり、繁忙期については7月及び8月を基本とし、それ以外の時期は提案とする。
5	仕様書 別紙1	不可抗力には、人流に影響のある感染症（先般の新型コロナ）も含まれると認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。ただし仕様書12「経費等について」のとおり、施設の管理運営に際して経費が収入額を上回ったとしても、市はその損失を補填しないことから、本項目については施設及び設備の修繕等を想定している。
6	募集要項	納付金の計算式は「消費税及び地方消費税を除く」と読み取れますが、実際に納付する額は、当計算式で算出された納付金額に1.1を乗じた金額でしょうか。	質問内1.1が消費税等を乗じる計算式によるものとした場合、納付金については募集要項記載計算式のとおりとし、算出された納付金に消費税等を上乘せすることはしない。

質疑回答書

名 称 勝浦市営駐車場指定管理業務

質疑 番号	該当箇所	質問事項	回答
7	仕様書	<p>出水駐車場について、勝浦市立勝浦小学校登校時スクールバスの発着、乗降が行われる箇所は別紙2-3 P12 ⑭の箇所で間違いありませんでしょうか。</p> <p>勝浦市営駐車場設置管理条例 第5 条に「駐車することができる自動車の種別は ～中略～ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもので長さ5.0メートル、幅2.0メートルを超えないものとする。」とありますので、現況通りスクールバス用の車室は設けないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>勝浦市立勝浦小学校登校時スクールバスの発着、乗降が行われる箇所は別紙2-3 P12 ⑭の箇所となる。</p> <p>児童降車後、直ちに駐車場から退去することを見越していることから、専用の車室は設けず、現況通りの運用とする。</p> <p>なお、スクールバスについては中型バス（横幅約2.4m）を想定している。</p>
8	仕様書 別紙2-1	<p>設備の設置箇所の変更点を提示するため、別紙2-1のCADデータ（DXF形式を希望）の提供をお願いします。</p>	<p>希望者に対してはCADデータ（DXF形式）を提供するので別途、勝浦市観光商工課へと連絡すること。</p>
9	仕様書 別紙2-2	<p>出水駐車場内の駐輪場所は管理の対象外とあります。</p> <p>別紙2-2では赤枠の中に含まれておりますが、これは誤りでしょうか。</p>	<p>出水駐車場についてはフェンスに囲まれていることから、赤枠についてはフェンス箇所を示している。（フェンスについては管理対象）質問にある駐輪場所はフェンス内にあるため赤枠内であるが管理対象外とする。</p>

質疑回答書

名 称 勝浦市営駐車場指定管理業務

質疑番号	該当箇所	質問事項	回答
10	その他	周辺観光資源及び観光施設の入込数があれば提示いただけますでしょうか	令和5年度の朝市入込数について本質問書への回答として添付する。
11	仕様書	指定管理業務仕様書第11項、管理運営体制の整備について人員の配置等の意味についてですが、駐車場内に人員を配置するのではなく、何かトラブル等があった際に、適時に対応できる体制が出来ているとの認識で宜しいでしょうか	お見込みのとおり。
12	その他	売上金を回収し精査する場所として、提供できる場所は墨名市営駐車場及び出水市営駐車場内にございますか。	墨名駐車場及び出水駐車場内には建物がないことから、料金回収時は墨名駐車場近くにある「KAPPYビジターセンター」の一室の利用を可とする。

質疑回答書

名 称 勝浦市営駐車場指定管理業務

質疑 番号	該当箇所	質問事項	回答
13	控除基準額 提案書	控除基準提案書における記載については、対象となる2つの駐車場の合算した金額を明記し提出しますか。 また記載については税抜での記載となりますか。	対象となる駐車場の利用料金を合算し算出した料金収入を基準として納付金を算出することから、控除基準額についても2つの駐車場分を合算したものとして記載すること。 記載する消費税等の考え方は質疑番号6のとおり。
14	その他	プレゼンテーション実施日において、選定する機器メーカーの人間又はグループ会社の人間等参加させることは可能でしょうか。	可とする。ただし、参加人数は全体で4名までとする。